



平成 22 年 6 月 18 日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
コード番号 7238・東証一部
問合せ先 広報室長 新井 良夫
TEL 03-3668-5183

ストックオプション（新株予約権）の発行内容等に関するお知らせ

平成 22 年 6 月 18 日開催の当社取締役会において、平成 22 年 6 月 18 日開催の当社第 109 回定時株主総会で承認されました会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づくストックオプションとして発行する中期及び長期の 2 種類の新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせします。

記

I. 中期新株予約権

1. 新株予約権の割当日
平成 22 年 6 月 21 日
2. 新株予約権の発行数
797 個（新株予約権 1 個当たりの株式数を 100 株とする）
3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 79,700 株
4. 新株予約権の発行価額
金銭の払込みを要しない。
5. 新株予約権の行使に際しての払込価額
新株予約権の行使時の 1 株当たりの払込金額は 1 円とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
平成 24 年 6 月 22 日から平成 26 年 6 月 21 日までの 2 年間
7. 新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の総額
79,700 円
8. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の当該新株の発行価額のうち資本金に組入れる額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増額限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (1) 記載の資本金等増加限度額から (1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の割当てを受ける者
当社の取締役、役付執行役員等合計 12 名

II. 長期新株予約権

1. 新株予約権の割当日
平成22年6月21日
2. 新株予約権の発行数
1,675個（新株予約権1個当たりの株式数を100株とする）
3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式167,500株
4. 新株予約権の発行価額
金銭の払込みを要しない。
5. 新株予約権の行使に際しての払込価額
新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額は1円とする。
6. 新株予約権を行使することができる期間
平成22年6月22日から平成52年6月21日までの30年間
7. 新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の総額
167,500円
8. 新株予約権の行使により新株を発行する場合の当該新株の発行価額のうち資本金に組入れる額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増額限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
9. 新株予約権の割当てを受ける者
当社の取締役、役付執行役員等合計12名

(注) 上記に記載した事項以外の新株予約権の発行要領等につきましては、平成22年5月18日に開示しております。

【ご参考】

- (1) 第109回定時株主総会付議のための取締役会決議日
平成22年5月18日
- (2) 第109回定時株主総会の決議日
平成22年6月18日

以上